

公認インターナショナルスキーインストラクター規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認インターナショナルスキーインストラクター（以下「インターナショナルスキーインストラクター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(年度)

第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(使命)

第3条 インターナショナルスキーインストラクターは、多様化する社会や市場のニーズへ柔軟に対応するため、公認スキー学校等設置規程に定める本連盟公認インターナショナル分校（以下、「インターナショナル分校」という。）、その他本連盟が認めるスキー指導活動において、日本国内外のスキー場を利用するスキーヤーを対象として、高品質で安全かつ安心なスキー指導活動を行うことを使命とする。

(理念)

第4条 インターナショナルスキーインストラクターは、インターナショナル分校の教師として、海外からのスキーヤーから信頼される存在となるべきである。そのために本連盟の指導理念、安全管理、接客、技術指導を学び、日本のスノースポーツ文化を世界へ発信する人材として、ホスピタリティ、外国語によるコミュニケーション能力、責任感及び高い倫理観を備えていなければならない。

(目標)

第5条 インターナショナルスキーインストラクターの使命や理念を達成するために、以下の知識や技術を習得し、絶えずその研鑽に努めなければならない。

- (1) 本連盟のスキー指導メソッドに基づいたスキーの技術指導に関すること
- (2) スキースポーツの安全管理・安全指導・リスク対応に関すること
- (3) 指導するスキー場のルール・マナー・禁止エリアに関すること
- (4) 外国語（英語を必須とし、中国語、韓国語その他の言語を含む。）を用いた指導及びレッスン運営に関すること
- (5) インバウンド接客に関すること
- (6) 個人情報保護、ハラスメント防止に関すること

(資格)

第6条 インターナショナルスキーインストラクターは、公認スキー指導者検定規程に定めた検定会で合格した者が、公認スキー指導者検定規程に定める手続きを行うことにより資格が付与され、全国共通の資格を有する。

(有効期間)

第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。

(義務)

第8条 インターナショナルスキーインストラクターは、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) インターナショナルスキーインストラクター資格者は、インターナショ

ナルスキーインストラクターの使命を完遂するため、資格有効期間内に、公認スキー指導者研修を1回受講し、修了しなければならない。また、その他の関連研修も積極的に受けなければならない。

(2) スキー場の安全指導や救護活動等への協力を求められた場合、積極的に関与しなければならない。

(資格の停止)

第9条 インターナショナルスキーインストラクターが、資格有効期間内に公認スキー指導者研修を修了しなかった場合は、その資格を停止する。資格停止中の者は、インターナショナルスキーインストラクターとして活動することができない。

(資格停止の解除)

第10条 インターナショナルスキーインストラクターの資格の停止を解除しようとする者は、公認スキー指導者研修を修了しなければならない。当該研修を修了したときは、資格停止を解除する。

(資格の喪失)

第11条 インターナショナルスキーインストラクターで、次に掲げる各号の一つに該当する場合は、インターナショナルスキーインストラクターの資格を喪失する。

(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき

(2) 本連盟の規約に違反し、インターナショナルスキーインストラクターとしての体面を汚すような行為があったとき

(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。

(登録料の納期)

第12条 インターナショナルスキーインストラクターは、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に所定の期日までに納入しなければならない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

令和 8年 7月 6日 制定、令和 8年 8月 1日 施行